

エドマンド・バークの政治指導者論

——一七七〇年代における所説を通して——

梅 津 実

はじめに

エドマンド・バーク Edmund Burke (1729-1797) は、みずから理想とする政治指導者像を一冊の著作にまとめ、これを体系的に展開しているというわけではない。それは、彼の時務的発言のなかに散在し、しかも具体的な状況に對決する政治家としての彼の姿勢に對應しながら、むしろ微妙な変化さえみせている。けれども、個々の情勢論を通して描かれるバークの政治指導者像は、その前提につねに時代轉換の政治的緊張を想定しており、この意味で、それは今日でもなお鮮明な印象を失うものではない。小論は、このバークの表わす政治指導者像を、アメリカ革命の勃興を背景にして展開する彼の一七七〇年代の発言によって再生してみようとするものである。

一七七〇年代のバークは、いうまでもなく晩年の思想家的な姿勢とは區別されて一人の成熟した議會政治家として

存在していた。祖国イギリスが、内に議会改革の機運をはらみ、外に植民地の反乱をむかえ、名誉革命体制 Revolution Settlement を根底からゆるがされていったとき、バークはその生涯で最も活力にみちた一時期をいわばこの状況の渦中に投じていたのであった。名誉革命体制に対する批判の多くが、とくに植民地課税論争を通じて従来の閉鎖的な名望家支配のありかたをそれ自体に向けられてゆくなかで、「政治家」としての彼は決して安易な態度をとることなく、むしろ積極的にこの指導性復権という重大な課題に直面していった。だがバークの意欲的な姿勢は、決して単なる実務にのみ埋没した者のそれではなかった。一方で当面の政治的収拾を意図すると同時に、問題のより深い思想的な解明にも向けられていったのである。終生、人間行動を政治的動物のそれとして観察する豊かな機会にめぐまれていたといわれる彼⁽¹⁾にとって、時代の政治的諸問題は自己の知的営為を鍛えるのに格好の素材を提供するものであった。すなわち一七七〇年代の彼は、植民地大衆によって問われた政治指導者のありかたを、自己の提示しようとする政策論の根底に受けとめつつ、しかもこれを歴史の試練に耐えうる「治者の哲学」として凝結しようと模索していたのである。その意味で、この時代の彼の植民地問題に関する作品——とりわけ『アメリカ植民地課税に関する演説』Speech on American Taxation, 1774. 『アメリカ植民地との和解に関する提案』Speech on Moving the Resolution for Conciliation with the Colonies, 1775. 『ブリストルの長官への手紙』Letter to the Sheriffs of Bristol, 1777.——は、それらにさきがけて発表された『現代不満の原因に関する考察』Thoughts on the Cause of the Present Discontents, 1770. とともに⁽²⁾極めて重要な意義を持っている。右の作品を通じて当時のバークは転換期における政治指導者のありかたにどのような回答を与えようとしていたのか、これを探ることが本稿の主たる課題である。

註① A. Cobban, Edmund Burke and the Revolt against the Eighteenth Century, p. 271.

② バークの著作集は、The Works of the Right Honorable Edmund Burke 12Vols., the Boston edition を使用する。なお、『現代不満の原因に関する考察』については、川村大膳訳、創元社発行を参照した。

一、革命前夜とバークの立場

イギリス本国とアメリカ植民地との抗争は、いうまでもなく長期にわたる経済的・社会的利害の衝突のなかで拡大されてきた。しかし一七六五年の印紙条例制定以後、数度におよぶアメリカへの課税行使は、課税論争における両者の対立をしいに過熱化させ、一七七〇年代にいたるや、それは単なる経済的利害のわくをこえた政治的対決としての様相を帯びるようになった。この時期は、独立宣言にみられるように、イギリス帝国の分裂の時期として重要な位置をしめているが、しかし当時、ごく少数の者を除いてこうした事態の重要性に気づく者はなかった。ピットやバークなどごく少数の者が雄弁をふるって政治的な提案をしたとき、権力の座にある指導者たちはこれに無感覚であり、状況に対応しうるだけの才能をもたず既存の条件に完全に安住していた。⁽¹⁾ 革命前夜としての一七七〇年代は、このようにいわば「危機の深化」と「指導性の欠除」という悲劇的な特徴をもって展開しようとしていた。

ところで、革命前夜にいたるまでアメリカ植民地人の抵抗をささえたものは、周知のように彼らも「イギリス臣民としての権利」を享受できるという主張であった。植民地人は、みずからを一貫して「イギリス人」と考えていたし、イギリス憲法における自由の権利をイギリス人として受けとることができる⁽²⁾と主張していた。その意味では、彼らの主張は必ずしも直ちに革命思想としての性格を持つものではなかった。これは、彼らの運動がつねに「代表なく

して課税なし」という伝統的スローガンを掲げていたことによっても明らかである。つまり彼らは、一人の代表も送っていない本国議会から課税されることを、彼らの自由に対する重大な挑戦として受けとめ、これに服従することは、「イギリス臣民としての権利」に当然抵触することになる、と抗議したのである。事実、印紙条例の制定を契機として、植民地人の抵抗を理論化したその最初のモニュメントとも考えられる『ヴァージニア決議』（1765.5）と『アメリカにおける植民地人の不満に関する宣言』（1765.10）にも、こうした主張は明確にうたわれていた。たとえば「人民自身が課税すること、もしくは人民自身の選出した代表者によって課税されること、……これは、重税を防ぐ唯一の保障であり、かつイギリス人の自由の顕著な特色である。そして古来からの（イギリス）憲法は、これなくしては存続できないものである（『決議3』）⁽⁴⁾」（カッコ内は引用者、以下の場合も同じ）という主張などがそれであった。むしろこれは、印紙条例反対のみに限定された主張ではない。一七六五年から一七七〇年の中頃にいたるまで、こうした主張は「革命運動」の全体の基調をなしたのである。いいかえれば、植民地人はイギリスの権威とアメリカの自由とを調和させるため努力し、帝国から分裂することではなく帝国を改革することに運動の主眼をおいていたのである。⁽⁵⁾ 過去数十年つづいた革命運動のうねりのなかには、こうしていわば植民地と母国とを対等にするという一種健全な思想が脈うっていた。⁽⁶⁾

むしろ彼らの主張は、つねに穏和な姿勢にもとづいていただけではなかった。むしろそれは、その根底に「自然法」への訴えを秘めていたという意味で非常な鋭さをも内包していた。とりわけ、ジョン・ロックの自然法思想は、彼らに本国議会の恣意と対決するための強力な根拠を提供していた。⁽⁷⁾ 政府が人民の財産を没収するためには人民の同意を得なければならないというロックの理論に鼓舞されつつ、なお自己の意識下に革命への待望をもこめて、植民地

人は「代表なくして課税なし」という主張を本国批判の鋭い武器として掲げていたのである。

しかし、植民地人の主張をより革命的に高揚させたものは、なによりもイギリス本国のたった対植民地政策の硬直性にあつたといえよう。本国の指導者たちは、植民地の従属を当然のこととみなし、両側における支配・非支配の関係を従来のまま固定化しようとするところから一步も出なかつたからである。

イギリス本国では、まず植民地人の掲げた「代表なくして課税なし」という主張に対して、それをイギリスとは異質な「希有の平等化原理」rare levelling principle である⁽⁸⁾といつて排撃していた。当時の閉鎖的な「代表制」に依拠していた本国の指導者にしてみれば、植民地人の主張は、彼らの立脚基盤を崩そうとすること以外のなにものでもなかつたからである。⁽⁹⁾そこで本国の指導者たちは、これを認める代りにいわゆる「事実上の代表」理論 the doctrine of virtual representation を持ちだしていた。この理論によれば、議員はイギリスの利益を全体として代表するものであり、彼の属する個々の選挙区とは無関係な存在である。⁽¹⁰⁾いしかえれば、財政・商業・農業といった国家の重要な利害は、議員によつて代弁されており、国民はたとえ代表権を持たなくとも実質上の代表を持つとされたのである。⁽¹¹⁾現に、たとえば東インド会社、ロンドン商人、株式所有者、大商業都市などは代表権を持っていない。また以前にはチェスター、ダラムなどもそうであつた。したがつて、アメリカの植民地に代表権がないというのも決して異常なことではなく、「代表なくして課税なし」という主張をここでもちだすのは正当な議論とはいえない。⁽¹²⁾こう本国側では主張したのである。

しかし、本国における対植民地政策の基調は、決してこの「事実上の代表」理論にのみつきたものではなかつた。それと並んで、本国議会が帝国全体に対して法的に優越するという原理にもとづいていた。イギリス人にとって、本国

議会の立法権は最高のものであり、その権威の及ぶ範囲も無限のものでなければならなかった。そして、植民地に対して行使する課税権も、この立法権に属すものと考えられていた。つまり本国は、立法権が分割できないものである以上、植民地がこれに服すのも当然であるとみなしたのである。⁽⁴³⁾それだから、対植民地政策に関する強硬派の一人グレンヴィル卿 George Grenville は、たとえば印紙条例の撤廃をめぐる下院の論争において、次のような発言をしていた。すなわち「わが王国がアメリカに対して至上のかつ絶大な立法権を行使しようということは、承認されていく。これは否定されえない。……(しかも)、グレート・ブリテンはアメリカを保護している。だから、アメリカはわれわれに服従すべき義務を負っている。しかし、もし、こうした考えが誤っているというなら、アメリカ人はいつ解放されたのであるかをいっていただこう」⁽⁴⁴⁾と。つまり、本国の植民地に対する対処の仕方は、本国議会における法的優越性をあくまでも威圧的な姿勢のなかに示めそうとすることにつきていたのである。

こうした本国の姿勢が、植民地を憤激の渦と化したことはいまでもなかった。しかし注意しなければならないことは、「事実上の代表」理論にせよ、本国の法的優越性という原理にせよ、いずれもそれらが議会の権限に関する形式的な理論にもとづいて主張されていたということであった。というのは、植民地側もこれによって彼らなりの権利の觀念を逆により鋭く鍛えることができたからである。彼らが革命的に高揚しえたのは、じつはここにその理由があった。一七六五年の印紙条例反対闘争から一七六七年のタウンゼント条例反対闘争にいたる一連の過程のなかで、植民地人の抵抗が急激な高まりをみせたことは、それを雄弁に物語っているように思われる。すなわち、まず論争の主な種子が権利をめぐる争いのなかに胚胎し、これらの論争の深化に応じて両側の対決が尖鋭化していったのである。こうして、本国と植民地との激突はいわば必然的な要素にもとづいてより緊迫さを強めていった。

一七七〇年のはじめ、本国においては、はやくも七〇年代の対植民地強硬路線を方向づける強力な政治体制が確立された。政局の主導権は、ジョージ三世 George III (R. 1760-1820) とその側近集団である宮廷派 Court Party が握り、六〇年代に政策決定過程に加わっていたウィッグ党諸派も、次々と権力の中核から排除された。⁽¹⁵⁾ これらの事態は、いうまでもなくチャタム・グラフトン連立内閣 (1766-1768) の末期頃から次第にその兆候をみせていた。しかし、これにつづくグラフトン単独内閣 (1768-1770) 以後、七〇年三月に政権を掌握したノース卿 Lord North のもとで、これは揺ぎない事実となった。⁽¹⁶⁾ ノース政権の推進した国王と内閣との密着化が、ジョージ三世のインフルエンスを中心とする指導権確立に決定的な役割をはたしたからである。また、野に下ったウィッグ党はロッキンガム派、チャタム派のわずか二つの集団からなる少数派に転落し、それ以外は宮廷派に吸収されてしまった。⁽¹⁷⁾ 一七七六年の独立宣言にいたるイギリス本国のすべての対植民地政策は、以後植民地人を暴徒とみなして、これを武力行使の対象とする強圧的なものに転化したのである。

植民地側においても、一七六五年の印紙条例会議以来、抵抗組織「自由の息子たち」 Sons of Liberty などの活躍をもふくめて、すでに数々の抗議行動を展開していた。そして七〇年代に入ると、本国に対する抵抗は、革命組織の萌芽形態ともいえる通信委員会 Committee of Correspondence の結成によって飛躍的な高まりをみせようとしていた。この組織は、一七七四年頃までにほとんどすべての植民地に確立され、本国がとる恣意的な政策と行動とは、以後逐一全植民地に知られるようになった。⁽¹⁸⁾ 一七七四年に第一回大陸会議が開催されたのも、こうした組織網の確立の結果であり、⁽¹⁹⁾ 植民地人の抵抗は、ここに一段と強化されつつあったのである。七〇年以降の植民地人は、彼らの訴えた「権利の保障」が本国によって拒否されたのをみて、もはや散発的に抵抗するのではなく、本国と組織的に対決

する構えをみせていたといえよう。

さて、バークが登場したのは、このように本国と植民地の双方がそれぞれ法的優越性と権利の主張とを掲げて非妥協的な対決に入ったときである。「問題は、この世界においてまったく新しい事柄に属している。それは、唯一無二のものであり……歴史のなかでこれに匹敵するものはみあたらない」といって、ことの重要性に注目していたバークも、破局を眼前にして、いよいよ事態の根本的な解決策を明らかにする必要にせまられていた。バークの立場は、後にも検討するように必ずしも本国の法的優越性の原則、そのものを否定することではなく、その誤った運用に対する徹底した批判として展開された。とくに本国が「事実上の代表」というような理論をふりかざし、対植民地課税行使を正当化したことは、彼によれば、事態を過熱化させた基本的な原因にほかならなかった。というのは、問題がこのように扱かれると、解決の道はいずれか一方の勝利もしくは屈服ということ以外に残されなくなってしまうからである。バークは問題をいたずらに紛糾させたのも、この権限と権利との衝突であったと考え、こうした原因にまず批判的な姿勢を示して次のようにいった。

「これまで、歳入増加を目的とした課税は、アメリカに対して控えめに行使されてきた。本国の議会は、つねにこうした課税行使が妥当かどうかという点を問題にしてきたけれども、自己の法的権限のおよぶ範囲を問題としてとりあげることにはなかった。アメリカ側にしても、少しの影響力も持たない権利の問題で議論を闘わせようとは決して考えなかった。……本国 the presiding state の優越性と植民地 the subordinate の自由とは、全体として十分に保持されており、両者は実質的に調和していた。政治学よりじつは形而上学に属するようならわしい問題を掲げることによって、世間を騒がすものはそこにはなかった。そして、これまでに人間の英知が築いてきたそ

の最良の政治基盤をゆさぶるといふことがなければ、この両者の調和は決して動揺されえなかつたのである」(傍点は引用者)。

このバークの姿勢は、いうまでもなく彼の政府批判の跳躍板となつたものであり、アメリカ革命期における彼の政治行動を一貫して支えつづけたものであつた。しかし、ここで最も注意しなければならない点は、議会権限に関する形式的理論を批判したバークの意図には、じつは問題を政治家として処理することのできない時の指導者たちへの厳しい批判もこめられていたということである。つまり、問題が双方の理論的対峙にまでもちこまれ、いたずらに論争が尖鋭化されたことのなかに、バークは状況に対応することのできない指導者たちの思想の貧しさをみたのであつた。なぜなら「ほとんどの人間は、自分たちが本当に幸福なときには理論について過度の興味を示すものではない。だから、人々が理論に訴えるといった傾向をみせている場合には、国家が誤つた指導をしているということを確実に示すことになる」⁽²³⁾からである。このように、バークは問題解決のために権限確定の作業に逃れることを、むしろ指導者の敗北とみなしていた。「われわれの任務は論争することではなく統治することなのである」⁽²⁴⁾といつづけた彼の姿勢には、「われわれがこの問題にいかにか立ち向うか」、ということではなく、「われわれがそこからいかに逃げ出すか」としか考へない当時の退廃した風潮⁽²⁵⁾に対する激しい告発の意味がこめられていたのである。

このことは、七〇年代の危機の深化のなかで、バークがすでに理想的な政治指導者像の模索をはじめていた、ということを示唆しているように思われる。それというのも、彼の問題意識は具体的な政府批判のなかでもたえず指導者の英知をこそ俎上にのせようとしていたからである。課税権論争の尖鋭化と墮落した指導者たちの様相とは、まさしく彼にそのための一契機を与えることになつた。「もし諸君が、詳細な演繹法などを駆使することによつて、統治権

の源泉について愚かにも……奇弁を弄するようなことがあれば、……そのとき諸君は主権そのものが問題になることを植民地人に教えることになるだろう。……（しかし、その場合）もし（イギリスの）主権とアメリカ植民地人の自由とが調和できないとすれば、植民地人ははたしてどちらを選ぶであろうか。彼らはわが主権を諸君の面前で投げ捨てるであろう⁽⁸⁾。この言葉にも示されているように、指導者不在に対する彼の激しい危機意識は、これを克服するための新しい指導者像の確立を、彼自身に緊急の課題として与えていたにちがいないのである。

註(1) Cf. C.M. Andrews, *The American Revolution; An Interpretation*, *The American Historical Review*, Vol. XXXI, Jan, 1926, p. 225. 今津晃「アメリカの独立宣言」『西洋史学』第二巻、一九四八年、九八頁以下参照。

(2) Jhon C. Miller, *Origins of the American Revolution*, p. 168.

(3) 『原典アメリカ史』アメリカ学会訳編、岩波書店、七二頁参照。

(4) H.S. Commager, *Documents of American History*, Vol. I, p. 56. 前掲『原典アメリカ史』八七頁参照。

(5) Jhon C. Miller, *op. cit.*, p. 167.

(6) Cf. *Ibid.*, p. 180.

(7) *Ibid.*, pp. 170ff. なお、今津晃「独立革命とその後のアメリカ」岩波講座『世界歴史』18、岩波書店、三三―三四頁参照。植民地人の自然法に対する訴えの潮流については、Cf. Peter J. Stanlis, *Edmund Burke and the Natural Law*, pp. 48-49.

(8) Jhon C. Miller, *op. cit.*, p. 212.

(9) *Ibid.*, p. 212.

(10) *Ibid.*, pp. 212-213.

(12) これは、一七六六年一月十四日、下院におけるグレンヴィル発言のなかに示されている。Max Beloff, ed., *The Debate on the American Revolution 1761-1783*, p. 98.

- (13) John C. Miller, op. cit., p. 217.
- (14) Max Beloff, ed, op. cit., pp. 79-98. 南院泰美「エドマンド・バークとアメリカ革命」『神戸法学雑誌』第十八卷第三・四合併号四七五頁参照。
- (15) William Lecky, *A History of England in the Eighteenth Century*, Vol. III, p. 304.
- (16) 今津晃「前掲書」三三—三四頁。
- (17) ウィック党は、六〇年代において四つの派閥を持っていた。(1) グレンヴィル派 Grenvilles, (2) シッドフォード派 Bedfords, (3) ピット派 Pitts, (4) ロッキンガム派 Rockingham である(この点については、たとえば藤原守胤『アメリカ建国史論』有斐閣、一二五—一二六頁参照)。しかし七〇年代冒頭、宮廷派はすでにグレンヴィル派、ヘッドフォード派を吸収し(Cf. Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics; the Age of American Revolution*, p. 210), ショーミン三世による国王親政を樹立しようとしていた。この宮廷派による指導権掌握のプロセスは、周知のようにバークの『現代不満の原因に関する考察』によって詳細に分析されている。
- (18) 今津晃「前掲書」二七一—二八頁参照。
- (19) 今津晃「前掲書」二八、三〇頁参照。
- (20) E. Burke, *Observations on a Late Publication on the Present State of the Nations*, Works I, p. 395.
- (21) Cf. E. Burke, *Speech on American Taxation*, Works II, p. 74.
- (22) E. Burke, *Observations on a Late Publication on the Present State of the Nations*, Works I, pp. 385-6.
- (23) E. Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, Works II, p. 230.
- (24) *Ibid.*, p. 227.
- (25) E. Burke, *Speech on American Taxation*, Works II, p. 7.
- (26) *Ibid.*, p. 73.

二、既成指導者批判

一七七三年五月の茶条例の制定によって生みだされた本国と植民地の激突は、政治家としてのパークにもいよいよなんらかの決断をせまっていた。翌七四年四月、パークは状況打開のため下院において登壇し、後に『アメリカ植民地課税に関する演説』（以下『植民地課税論』と略す）として知られる鋭い発言をおこなった。彼のアメリカ問題に関する基本的な理論展開は、七四年から七七年頃までのごく短期間に限られていたといわれているが、この『植民地課税論』は、それら一連の発言に先鞭をつけたものとして注目される。

この『植民地課税論』でパークが直接とりあげたものは、いうまでもなく茶税撤廃の要求であった。植民地に対する厳しい重圧となっている茶税を撤廃させ、あわせて「狭量と欺瞞にみちた」⁽²⁾ノース政権の対植民地政策を徹底的に批判することが直接の目的であった。けれども、彼の意図したものは単にノース政権に対して政策転換をうながすことだけにあったのではない。これまでの植民地政策を時代をおって再検討することによって、「九年もの長いあいだ、議会開催のたびに、その場かぎりの議論と一時的な便法とのみじめな往復過程を、ただいったりきたりしてきた」⁽³⁾という状況に、彼は最終的なピリオドを打とうと努力していたのであった。だが、注目すべきことは、このような各時代の植民地政策の総括が、ここでは時の指導者たちの人物論との関連において分析されているということであろう。「この波乱にみちたアメリカにおける大変革史において、（国家的にみて指導的な立場にある）人々の諸性格は、じつに重要な位置を占め……宮廷からであれ国民からであれ、彼らに与えられる信用というものは、すべての公

的政策における唯一の根拠」(カッコ内は引用者、以下の場合も同じ)となっている以上、問題は個々の指導者たちの人物を分析することによって把握される、というわけである。つまりバークは、茶税撤廃という実動的な動議を提出しつつも、なぜ状況がこのような破局にまで導びかれたのかという疑念を、じつは既成政治家における指導性の欠除という問題からみてゆこうとしたのであった。いいかえれば、彼は新しい指導者像確立の前提として、ここで指導者不在の原因をいわば構造的に分析しようとしていたのである。

さて、バークがここでとりあげた人物は、これまでの対植民地政策に大きな影響を与えてきたグレンヴィル卿、チャタム伯(ピット) William Pitt, 1st Earl of Chatham, タウンゼンド Charles Townshend の三名の指導者たちであった。このうち植民地人に同情ある態度を示したチャタムが入るのは、いささか奇異な感じもしようが、しかしバークにとってそれは当然のことであった。なぜなら、バークにしてみればこれらの指導者たちすべては、一七六五年の印紙条例制定直前から一七六七年のタウンゼンド条例制定以後にいたる政策の転換過程⁽⁵⁾において、いずれも中心的な役割を演じた人々であり、いずれも典型的な個性を示した人々であったからである。⁽⁶⁾

そこで、はじめにバークのグレンヴィル観からみてゆくことにしよう。グレンヴィルはジョージ三世の寵愛にもとづいて二年(1763—1765)あまり内閣を率いたが、しかし一七六四年の砂糖条例・通貨条例の制定と翌年の印紙条例の制定にみられるように、対アメリカ植民地政策は、この間に大転換をよぎなくされた。しかしバークによれば、ここではこの政策転換を生みだした発想こそが問題であるとされていた。グレンヴィルの政策は一貫して厳格な法律解釈にもとづいて導びきだされたものであり、したがってそれは、はじめから現実の政治環境と乖離する要素を持っていたと考えられたからである。これは、たとえばグレンヴィルの政策行動がそもそもアメリカ貿易の正常な発展を大

局的にみることによつてではなく、むしろこれに伴なうわずかの密輸を取締ることから出発していたということによつても明らかであるときれた⁽⁷⁾。つまりグレンヴィルは、これまでに間接的な商業規制にすぎない航海条例のもとで両側が平穩な關係を保つてきたという現実を、結局は理解することなく政策を立案したというわけである。印紙条例を中心とする直接課税を彼がはじめて政策としてとりあげ、これに法的形式性を与えたのも、この当然の帰結にほかならなかつた⁽⁸⁾。しかし、いうまでもなく問題は、これによつて両側における抗争が確実に噴出したということであつた。バークが強調するのも、むしろこの点である。いいかえれば、この現実と法律との乖離を無視した政策行動こそが、権限と権利との対立という以後の抗争のパターンを必然的に生みだしたと、彼は總括したのであつた。「印紙条例が審議されている一七六五年二月一五日に、コネチカット、ロードアイランド、バージニア、カロライナなどの植民地から四つの請願が上奏されたが、(議会は) これを受けとらず嘲笑をもつて拒絶した⁽⁹⁾」という当時の議會風景も、その一象徴にすぎなかつた。つまりバークは、このようにして破局の原因をまず典型的な法律実務家の指導性にあるとしたのである。彼のグレンヴィルに関する次のような評価は、そのことを的確に表現しているように思われる。すなわち、「わたくしの考えによれば、グレンヴィル氏は人文科学のなかでも最も高尚なものの一つである法律……のために育成された人物である。……けれども……彼は法律研究からでておおいに社会に入つていったというのではなく、むしろ法律実務のほうに没頭してしまつた。わたくしがここでいう法律実務とは、ビジネス・オブ・オフィス官庁実務のそれをさすのだが。……(ところで) 官庁で育成された人間は、そのきまりきつた規則に従つて業務を遂行すれば、立派にそれをなしてげたということになる。しかしこうした安易な道が破られ……新しい困難な問題が噴出し、しかもこれに対処すべき前例がない場合には、実務家がこれまで対処しました対処しえた以上の偉大な英知と広範な理解力が、そこでは

要求される。ところがグレンヴィル氏は、人間の作った法律の知識と権能とを實際以上に価値あるものと考えているのである⁽¹⁰⁾と。

つづいて、チャタムに対するバークの評価をみると、それはグレンヴィルの場合のように必ずしも一方的な攻撃対象とされていたわけではなかった。バークの公的発言においてはつねにそうであるが、彼はこの『植民地課税論』でも、チャタムの天性には最大の賛辞をおくっていたからである⁽¹¹⁾。しかし、かつて下院において植民地人の抵抗を称賛したため、これに激怒した議員から『偉大な平民』をロンドン塔へ送れ⁽¹²⁾とさえいわれていたチャタムも、バークによれば政治家として決して十分ではなかった。なぜなら、バークはチャタムの政策遂行能力に関しては、これをほとんど評価しなかったからである。換言すれば、たとえすぐれた政策構想を示したとしても、チャタムはそれを実現するための具体的な保障を持たないとされたのであった。この点に関して、バークはたとえば次のように説明している。すなわち「チャタムは、非常に色とりどりの雑多な人々からなる内閣を作った。……それはちようど……セメントを用いずに作られたモザイク状の舗装のようなもので、種々様々なものをちりばめていた。……（そこには）愛国者とごきげん取りの廷臣、キングズ・フレンド国王の友と共和主義者、ウィッグとトーリー、裏切り者と公然たる敵対者がいた。……（しかし）このように多くの敵対者や妨害者を入閣させたことの結果として、彼自身の（政治的）原則はその政策的展開においてなんらの効果も影響も持てないという混乱が、ここに生じた。もし痛風の発作を起こすか、もしくはなんらかの事情があるかして彼が公的な立場の第一線から引くようなことがあれば、彼の（政治的）原則とは直接正反對なものが確実に優位を占める⁽¹³⁾」という状態が、そこにはみられたのである、と。これは、周知のようにチャタムⅡグラフトン連立内閣の持っていた雑多性に対する批判でもあった。しかし、バークの狙いは単にこの内閣の閣内不統

一性を指摘することにあつたのではない。チャタムがみずからの政策を組織的に実現することに関心を示さなかつたという点に向けられていたのである。チャタムの破綻は、なによりもその内閣指導に象徴されていたというわけである。⁽¹⁴⁾しかし、このことは状況との関連においてじつは重大な結果を招いていた。それというのも、パークがここで示唆しているように政策実現の手段としての組織（政党）を評価しないチャタムは、⁽¹⁵⁾二重の意味で政治的誤謬を犯すことになつたからである。その一つは、これによって彼が印紙条例撤廃政策を安定した形で推進することができなかつたということであり、他は政局の主導権を結局は宮廷派にわたさざるをえなかつたということであつた。⁽¹⁶⁾パークは『植民地課税論』でこうした事実詳しく触れているわけではない。けれども彼のチャタム批判は、これらの事実を明らかに意識して展開されていたように思われる。なぜなら、チャタムの役割は、ここではともに強硬政策をとつたグレンヴィルからタウンゼンドへいたる橋わたしとしてしか描かれていなかったからである。こうして、チャタムは植民地との抗争に関する直接的な責任者として非難されていたわけではなかつたが、なお状況の推移に重大な役割をはたしたものとみなされていた。それは、政治組織の重要性を理解できないチャタムの体質が、なによりも対植民地強硬派の台頭を許したということにほかならなかつた。

チャタムが事実上政界の第一線から退いた一七六七年に、パークの表現に従えば皮肉にも「チャタム伯を裏切るばかりでなく、彼を侮辱することにもなつた」⁽¹⁷⁾タウンゼンド条例が制定された。チャタムIIグラフトン連立内閣の大蔵大臣として入閣していたタウンゼンドが、チャタムの健康の悪化とともに次第に内閣の主導権を握り、ここに彼が対植民地強硬政策を装いを新たにして展開したのであつた。状況はグレンヴィル以来一步一步悪化していったのである。したがって、パークのタウンゼンドに対する批判の視角も、当然のことながらその一つとしてタウンゼンド条例

のおよぼしたその影響に関して向けられていた。この条例が制定されて以来、「われわれがいかなる事態に落ち入ったか、またいかに痛ましい種々の政策が適用されてきたか……、そしていかに（われわれが植民地人を）脅し服従させたか……」⁽¹⁸⁾。ここで彼は印紙条例撤廃後、一年目にして復活された強圧的政策の位置を、はやくも鋭く剔抉したのであった。しかし、グレンヴィルの場合と同様にここでもバークが強調したことは、なによりもタウンゼンドが政策を決定するまでにいたったその行動様式と、それを基礎づけた彼の指導者としての体質だったのである。バークによれば、タウンゼンドは主張すべき問題を巧みに表現する技術を持ち、しかもその表現に際しては熱狂的になることもなく、また決して人の気をそらさないという才気煥発さを持っていた。⁽¹⁹⁾だが、タウンゼンドはこうしたレトリックヤンとしての資質にのみ依存して、一貫した政策行動をとれず、また変転する状況に単に追従しただけにすぎない。たとえば、それは印紙条例の制定とその撤廃に関して彼がみせた機会主義的な行動のなかにすでに現われていた。一七六五年当時、率先して印紙条例の制定を主張していたタウンゼンドは撤廃の風潮が高まったとみるや否や、撤廃論者たちの私的会合に出入りして当初の主張を変え、対アメリカ課税強硬派が台頭するにおよぶと、こんどは再びこれに便乗して行動した、というわけである。⁽²⁰⁾つまり、チャタムの後継者であるタウンゼンドは、ここでは著しく主体性を欠いた指導者としてとらえられ、彼の政策的誤謬もその必然的な結果であるとされたのである。そしてバークによれば、タウンゼンド条例自体がこれの典型的な表現にはかならなかった。すなわち、タウンゼンドの立案した「課税原案とこの原案の実施方法とは、ただひとえにわれわれの称賛を博すかどうかを右顧左眄する彼の態度にもとづいてできたものなのである。……彼は、諸君に迎合すること以外なにも考えなかったし、なにも実行しなかったし、またなにもものをも語らなかつた。彼は、つねに諸君の立場に自分をあてはめ、まるで鏡の前に立っているかのように自分

を適合させた」と。こうして、植民地人の抵抗を激化させた政策は、じつは原則を持たない指導者の行動から生みだされたものとして総括されていた。いいかえれば、グレンヴィルの場合には、硬直した原則を持ったがゆえに悲劇を招いたが、タウンゼンドの場合には、原則そのものを持たないがゆえに悲劇を招くことになった、と主張されたのである。

バークの分析した指導者たちとその政治的役割とは以上のようなものであった。この分析は、一見単純な人物描写に終始しているようにも思われようが、しかし決してそうではない。むしろ、ここには状況の段階的悪化に対して時の指導者たちがいかに重要な影響を与えてきたかということが、じつに的確に指摘されているのである。法律実務家としてのグレンヴィル、政治組織の重要性を認識できなかったチャタム、またなんらの政治原則をも持たなかったタウンゼンド、——歴代内閣の中心を占めていたこうした指導性欠除の典型が、結局は一七六五年から一七七三年にいたるまで、問題をたえず権限と権利との確定作業に棚上げした重要な要因として作用してきたというわけである。つまり、政治家としての自律性と政策的英知とを欠いている同時代の指導者は、それらの積極的条件を欠いているという理由によってこそ、いずれも自己の行動を安易に法律依存に走らせるいわば構造的原因を持つと批判されたのであった。バークの言葉でいいかえれば、「錯綜した利益の全体を一貫した視角のもとに洞察する」力を持たない指導者の行動によって「政治家の目にはわずか三ペンスの課税額と映るものでも、また哲学者の目には茶のようなささいな条項と映るものでも、それが全世界にわたる商業帝国の支柱を脅かす」ことになったとされたのである。そして、ノース政権下の茶税をめぐる混乱も、明らかにこうした指導性欠除の集中的な噴出にほかならないと考えられたのであった。

ただし、右のようなバークの分析が必ずしも科学的な厳密性に裏づけられたものでなかったということをも、われわれはここで注意しておかなければならない。彼の発言は下院における演説という性格からして明らかのように、むしろ厳しい党派性に立脚して展開されていたからである。ここでいうバークの党派性とは、周知のように彼が孤立するロッキンガム派⁽²³⁾とともに行動し、自己の党派以外の既成政治家をすべて具体的な政敵として想定していたということとを意味している。つまり、短命に終わった第一次ロッキンガム内閣(1765—1766)時代の政策と行動⁽²⁴⁾とを基盤にして、彼はロッキンガム侯 Marquis of Rockingham とともにここに意欲的な権力衝動をもやっていたのであった⁽²⁵⁾。すでに六五年当時においてさえ「彼は、ピットやタウンゼンドのように自由な立場に身をおいて個人的に問題を処理しようとしたのではなかった。もはや彼の野心と熱意とは、その政治生活の最初のパトロンの捧げられていた⁽²⁶⁾。このように、バークはあくまでも実際政治家として組織性とその規律性⁽²⁷⁾とに依拠していた。したがって、既成指導者に対する彼の批判も、一面では明らかに党派闘争の次元から展開されていたということが理解されよう。

だが、バークの批判はこうした党派性にもかかわらず、なお彼の確立しようとする新しい指導者像の前提として重要な意味を持つ。なぜなら、ここで彼は法律上の形式に訴えて問題を解決しようとする指導者の姿勢と、したがって生きた大衆の存在をはじめから視野の外におこうとする指導者の姿勢とを、ちょうどメダルの表と裏のように重なり合ったものとして描き、さらに自己の理想とする指導者像をこれと対決した形で構築しようとして模索していたからである。換言すれば、すでに『現代不満の原因に関する考察』(以下『現代不満』と略す)のいたるところで展開していたように、大衆とは隔絶した地平から発想し、宮廷を中心としてのみ行動する、いわば「宮廷政治家」とでもよべるものを、彼はこの時代における最も特徴的な指導者の類型として把握し、これを克服することのなかにその最良の指導者

像を求めようとしていたのであった。⁽⁸⁷⁾「人々の一般的感情が怒りにみちたものとして存在し、数百万人の人々が支払いの拒否を決意したとき、その商品は三ペンスの、いや一ペニーすら課税にも耐えないであろう⁽⁸⁸⁾」と述べ、さらに既成指導者たちに向かって「諸君がなにをなすとしても怨恨にもとづいてではなく政策にもとづいて展開せよ。……政治家として行動し一貫した行動をとろう⁽⁸⁹⁾」とよびかけた彼の姿勢にも、こうした立場は明瞭に示されていたように思われる。したがって、彼はその理想とする指導者像確立のため、じつはここでみずから重要な思想的枠組を課していたということが推察されよう。それは、当然のことながら大衆の政治的不満をいかに解消させ、大衆の利益をいかに擁護するかという目標を定め、これに答えることのできる指導者をおのべき姿として追求するということにほかならなかった。植民地問題とは若干文脈が異なるが、すでに『現代不満』において示唆していたように、バークの立場はたとえば次のような発言に示されていたのである。すなわち、「地^{ランド}主^{ディット・インクレスト}層^{レイスト}や商^{マーチャント・インクレスト}人^{レイスト}層^{レイスト}のいかなる部分にも影響力を持たず、自己の社会的な重要性が官職によってもたらされ官職とともに消えるといった人には……すべての公務に関する指導的地位を続けて与えるべきではない。というのも、こうした人間は大衆の利益とはなんらの関係も持たないからである」⁽⁹⁰⁾（傍点原文イタリック）と。むろんこれは、『現代不満』のみに限定される主張ではなく、次章でみるように七〇年代の彼に一貫して流れる立場であった。このように、茶税撤廃動議を契機としてなされた既成指導者の欠点の分析を通じて、バークはなによりも大衆の利益を擁護しうる新しい指導者像を確立しようとしていたのであった。

註(1) Gerald W. Chapman, Edmund Burke; Practical Imagination, p. 15.

(2) E. Burke, Speech on American Taxation, Works II, p. 28.

- (3) Ibid., p. 6.
- (4) Ibid., p. 65.
- (5) バークは、『植民地課税論』において、この植民地政策の転換過程を四つの時期にわけている。その第一期は、一七六四年の砂糖条例・通貨条例の制定から翌一七六五年の印紙条例制定時をさす (Ibid., pp. 30-40)。第二期は印紙条例の制定時から翌一七六六年に同条例が撤廃されるまでをさす (Ibid., pp. 40-61)。第三期は印紙条例撤廃時から翌一七六七年のタウンゼンド条例制定時までをさす (Ibid., pp. 61-69)。そして第四期は、タウンゼンド条例の制定時から、一七七四年においてバークが発言した時点までをさしている (Ibid., pp. 69ff)。なお、三名の指導者のうちグレンヴィルは第一期および第二期に活躍したものととりあげられ、チャタムとタウンゼンドは、第三期のなかでとらえられている。
- (6) G・チャップマンによれば、『植民地課税論』を中心として展開されたバークの理論的特徴は、グレンヴィル以後の権力行使を三つの観点から分析した点にあった。それは、歴代内閣の権力行使を(一)狭量なヴィジョンを持ち、(二)進んで強権を発動し、(三)イデオロギー的言語障害に落ち入ったものとみなす、という点であったという (Gerald W. Chapman, op. cit., pp. 48ff)。こうした解釈が妥当かどうかは別として、チャップマンはバークがこの三名の指導者をとりあげたのも、(一)の歴代内閣における狭量なヴィジョンを証明するためだったと主張している。以下、小論を展開するにあたって、筆者はこのチャップマン論文から多くの示唆を受けた。
- (7) Cf. E. Burke, op. cit., Works II, pp. 39-40.
- (8) Cf. Ibid., pp. 30ff, 36-37.
- (9) Ibid., p. 44.
- (10) Ibid., pp. 38-39.
- (11) Ibid., pp. 61-62.
- (12) Jhon C. Miller, Origins of the American Revolution, p. 202.
- (13) E. Burke, op. cit., Works II, pp. 62-63.
- (14) ただし、バークのチャタム批判は、この内閣指導にのみ向けられていたのではなく、なによりもチャタムの政策の根底にある思考様式にも向けられていたことにも注意しなければならない(この点については、たとえばL・スティーヴン『十八世

紀イギリス思想史』(中野好之訳、筑摩書房、一一六頁参照)。すなわち、バークはチャタムを抽象的次元から政策立案する指導者としてとらえ、したがってその政策も「わが国にとつては多分致命的な……永久に矯正不可能な」性格を持つもの(E. Burke, op. cit., Works II, p. 62) として批判していたのであった。さきにもふれたように、植民地課税論争が抽象的権利確定の作業に移行したことに反対したバークの立場からみれば、これは当然の批判でもあった。つまり、バークはチャタムに対しても、グレンヴィルの場合とは違った意味で状況に対応できず柔軟性を欠くという批判を投げかけていたのである。ただし『植民地課税論』の叙述に限定して問題をみると、バークはこうした点を十分に展開していたわけではなかった。ここでの批判の中心は、なおチャタムの内閣指導にそそがれているのである。

- (15) チャタムの政党に対する不信の念については、たとえば William Lecky, *A History of England in the Eighteenth Century* Vol III. p. 282.
- (16) *Ibid.*, pp. 403-404.
- (17) E. Burke, op. cit., Works II, p. 64.
- (18) *Ibid.*, p. 69.
- (19) *Ibid.*, pp. 64-65.
- (20) *Ibid.*, pp. 66-67.
- (21) *Ibid.*, p. 68.
- (22) *Ibid.*, pp. 14-15.
- (23) ロッキンガム派に属した主な政治家には、領袖ロッキンガム侯を中心として、ポートランド公 the Duke of Portland、リッチモンド公 the Duke of Richmond、ジョン・キャベンディッシュ卿 Lord John Cavendish、ウェントワース Wentworth、ベンティンック Bentinck、レンノックス Lennox などがいた。なお、バークは同派の組織者、政策立案者、請願文起草者、集会準備者、選挙対策者として重要な位置にいたといわれている (E. Barker, *Essays on Government*, p. 171, ハイニンツ・ニューロー「代表観の変遷」内山秀夫訳、I・デ・ソラ・プール編『現代政治学思想と方法』勁草書房所収 一一〇頁参照)。
- (24) 第一次ロッキンガム派の政策と行動に関しては、すでにバークがこれを *A Short Account of a Late Short Adminis-*

tration において総括していた。ちなみに、それは五つの政策的支柱からなりたっていた。すなわち、(一)印紙条例の撤廃、(二)宣言法制定、(三)サイダー税廃止、(四)一般逮捕状 General Warrants への反対決議、(五)業務と交友とに関する機密保持を法律上有効な形で確立するため書類押収に対して非難決議をしたことであった (Cf. E. Burke, op. cit., Works I, p. 265. なお、半沢孝磨「思想家としてのエドモンド・バーク」日本政治学会編『政治意識の理論と調査』岩波書店所収、二二八頁参照)。

(25) たとえば、このような権力衝動については、バークがグレンヴィル、チャタム、タウンゼンドなど歴代内閣の政治指導を批判すると同時に、あくまでもロッキンガム内閣時代の政策を奨揚し、「わたくしは、わたくしがいかなる時においても一七六六年の方法に固執しているということを、正直かつ厳粛に宣言しよう。それはこの方法が諸君の真の利益に深くかかわっていると思われるからである」(E. Burke, Speech on American Taxation, Works II, p. 79)とらって降壇したことも示されている。また、このことは彼が「わたくしは、……一個の政党人として非難されるかもしれない。しかしわたくしはさうした中傷にいちぢりかもし影響を受けない」(傍点原文イタリック体) (A Letter to the Sheriffs of Bristol, Works II, p. 238) とららるる、自らの行動原則を明瞭に披瀝したことにあながたよむ。

(26) Sutherland L. Stuart, Edmund Burke and the First Rockingham Ministry, *English Historical Review* XLVII, p. 70.

(27) Cf. E. Burke, Thoughts on the Cause of the Present Discontents., Works I, pp. 482ff, 526, 530ff.

(28) E. Burke, Speech on American Taxation, Works II, p. 17.

(29) Ibid., p. 78.

(30) E. Burke, Thoughts on the Cause of the Present Discontents., Works I, pp. 473-474.

三、バークにおける政治指導者の条件

(A) 権力行使のリアリズム

大衆の利益を擁護する指導者の姿勢のなかに、バークがはじめて自己の理想像を浮彫りにする契機を持ったという考えに対しては、多くの疑問符が投げかけられるにちがいない。なぜなら、後年彼が大衆に権力への渴望を教えこむことは不必要なことであるといつて、指導者を「自然的貴族」*natural aristocracy* に限定したように、彼の理想とする指導者像は、通常貴族主義的なエリートのそれとして理解されているからである。たとえば、A・コバンはこのことに関連して次のようにいつている。すなわち「(当時)二・三の例外を別として、ほとんどすべての政治指導者たちは、貴族もしくは貴族の家柄と密接に関係していた。下院議員の大部分は、ランデイツト・アリストクラシー土地貴族によって指命されていた。しかしバークは、こうした状況に少しも不満を示さなかった。バークにしてみれば徳性と英知とを兼備している貴族は、権威の源泉の自然な姿に思われたからである。したがって、大衆もみずからの政治的主張を貴族に託すことで満足しなければならぬとされたのである」⁽²⁾（カッコ内は引用者、以下の場合も同じ）と。またE・バーカーも、指導者と大衆との離隔に疑念をさしはさまなかったバーク像を描出して、「バークの典型的な信念において……（デモクラシーにとって不可欠な）討論の範囲は、エリートの領域に限定されていた」⁽³⁾と述べている。このように、宮廷政治家の批判を土台として確立されようとするバークの指導者像にも、じつは決して単純にわりきれない要素がふくまれているのである。

たしかに、バークが政治の担い手を貴族主義的なエリートに求めていたということは、この時代の彼をとりあげる場合においても決して無視することのできない要素であるように思われる。⁽⁴⁾けれども、指導者を少数のエリートに求めることと、指導者に大衆の利益の擁護を求めることとは、当然のことながらバークにおいていささかも矛盾することではなかった。彼が一貫して問題にしたものは、墮落したエリートの統治機能であつて、指導・非指導の配置図の

制度的な変革では決してなかったからである。⁽⁵⁾したがって、指導者は大衆に密着し大衆の利益を擁護しなければならぬという彼の主張も、こうした理由によって少しも弱められていたわけではなかった。

しかし、それでは少数の指導者が膨大な大衆と不離不即の関係を保ち、終始彼らの利益を守りつづけることは、パークにおいてどのようなようにして可能とされていたのであろうか。いいかえれば、パークは墮落した指導者にどのような内容の自制を求めたのであろうか。この点について彼はまず、指導者にとって必要なことは大衆のおかれた現実の環境を厳密に観察することであると主張した。『アメリカ植民地との和解に関する提案』（以下『和解の提案』と略す）において人口問題、通商問題を論じながら、彼みずからが植民地大衆のおかれた環境を鋭く分析してみせた⁽⁶⁾ように、問題は指導者であれば否⁽⁷⁾、なく、受けとめなければならぬ現実の重みを、冷静に認識することであるとされたのであった。⁽⁷⁾「わたくしは、一般に観念政治に長所があるなどとほめそやしたりはしないし、政策が実施されるものと完全に遊離しているようないかなる政治をもほめそやしたりはしない⁽⁸⁾」という彼の立場からすれば、指導者がこうした姿勢を保たなければならないとされたことも、まず当然の前提条件であったといえよう。

だが、指導者にとってこれ以上に重要なことは、なによりも彼らが大衆のもつ素朴な実感 feelings, sentiments ないは大衆の気質 tempers, characters を理解し、しかもこれを尊重する立場にたたなければならぬとされたこと⁽⁹⁾であった。これは、指導者の条件として最も肝要な点であった。すなわち、「諸国民は、もとより法律や暴力によって統治されるというものではない。たとえ強制や取締りによって当初統治力の生みだされることが予測されたとしても、それらの効力はじつのところ単なる手段的なものにすぎない。なんらの権威をも持たない個人が、しばしば自分と同等の者や目上の人を左右するのに、彼らの気質を知りまた彼らに思慮分別ある態度で接することによってそれ

を可能にする場合があるが、まさしく諸国民は、これと同じ方法、同じ原理によって統治されるのである。……したがって、政治家は第一に自己の統轄しようとする大衆の氣質を研究しなければならない⁽⁴⁰⁾のである。この発言は、ただしここでは常態における指導者の任務として述べられたものである。しかし、アメリカ植民地との抗争という危機においても、こうした英知はバークにおいて指導者の保持すべき重要な要素として意識されていた。このことは、たとえば「植民地人の真の精神的特質とその精神の向かう方向とを理解するために、より大胆に問題の所在を追求すること」⁽⁴¹⁾が必要であるとして、植民地大衆の精神の派生する原因を一つ一つ分析していった彼の姿勢のなかにもあらわれている。すなわち、バークによればアメリカの植民地大衆は、(一)イギリスの子孫として非抽象的な自由の伝統を保持している、(二)大衆の日常的政治参加を認める代議制を持っている、(三)また彼らは北部においてはプロテスタントイズムを定着させ抵抗の精神を堅持している、(四)南部においても特権的自由が慣習化されている、(五)法律研究を軸とする教育を全体に普及させている、(六)しかも、地理的にみて遠隔地にある⁽⁴²⁾。そして、彼らの実感もしくは氣質が猛烈な自由への憧憬となって顕現するのも、じつはこのような源泉にもとづいた結果であるから、指導者はここではなによりも彼らの自由の精神を的確に把握し、しかもこれを尊重する姿勢を示さなければならないのであると。⁽⁴³⁾「大衆に適した政府がいかなるものであるべきかを決定するのは、大衆が共通して持っている性格と彼らのおかれた状態であればならない。問題は、これ以外のところで決定されえないし、また決定されるべきでもない」⁽⁴⁴⁾からである。こうして、指導者は現実に存在する底辺の実感を把握し、これを尊重することによって、はじめて実践的な指針を掲げることができ、はじめて大衆の利益を擁護する姿勢をとることができる、主張されたのであった。

したがって、バークにおける主張のポイントは次の点におかれていたということが理解されよう。それは、指導者

にとつて問題は抽象的な人間一般ではなく、あくまでも自己の指導の対象となる特定社会の限定された大衆であるといふことである。⁽⁴⁵⁾これは、一見して当然のことのようであるが、しかしこの主張にはじつは重要な意義がふくまれていた。というのは、このように具体的な対象に密着して行動の指針をたてることによって、指導者はすぐれて柔軟な姿勢を保つことができると考えられたからである。後にもいつているように、実際、「政治家は大学教授とは区別される。後者は、社会に関する一般の見解を保持するにすぎない。しかし、前者すなわち政治家は、これらの一般の見解に多様な諸環境を組みあわせ、かつその諸環境を考慮に入れておかなければならない。この諸環境ははてしなく無数の結びつきを持っている。そして、それは変転たえまなく瞬間的なものでさえある。したがって、こうした諸環境を考慮しない政治家は誤りを犯しているというより真正銘の気違いなのである。……こうした政治家は、形而上学的気違いなのである。」⁽⁴⁶⁾つまり、大衆の営なむ日常世界の生きた様相を無視し、これを形而上学的抽象概念という死者の統一のなかに整合する姿勢をとろうとするなら、指導者は結果としてただ硬直した政治行動をとるだけであると考えられたのであった。逆にいえば、指導者が限定された対象を尊重し、自己の行動原則を現実に即して規律することは実践家としてあたりまえの条件であり、かつ柔軟な姿勢もそこからしか導びきだされないと主張されたのであった。

さて、パークの理想とする指導者像が、このように大衆のおかれた現実の環境と彼らの実感とを洞察し、しかもそうした具体的対象に密着して柔軟性を保つという点に求められるとすれば、それはある意味で機会主義的なものに転落する要素を持っていたとはいえないであろうか。なぜなら、日常社会は複雑でたえず変化するものであるから、対象に即応することが指導者の条件であるとすれば、指導者はたえず自己の主体性を喪失するという危険に直面せざる

をえないからである。指導者は、日常社会の複雑さをコントロールし、しかも大衆の実感に応じた政策を提示するた
めつねに明快な決断を下さなければならず、したがってそのためつねに明確な判断の基準を持たなければならない
ずであった。

そしてむろんバークも、この点を決して無視していたわけではなかった。これまでしばしば述べてきたように、バ
ークが指導者に求めたものは、あくまでも大衆の利益に合致するということであり、この意味から指導者の判断基準
も、現実の錯綜する利益の対立をつねに最良の形で調整するといういわゆる政治的便宜⁽¹⁹⁾ Political expedience の原則
にもとづかせられていたからである。換言すれば、指導者は「社会にとっても善であり、その社会すべての諸個人に
とっても善であること⁽²⁰⁾」という便宜の目的のもとに、現実に生起する諸個人の幸・不幸を意欲的に調整しなければな
らないとされたのであった。まさしく彼がいうように、「問題は諸君が植民地人を悲惨な状況に追いやる権限を持っ
ているかどうか、ということにあるのではなく、彼らを幸福にすることが諸君の利益にも合致することにならないの
かどうか、ということ⁽²¹⁾」にかかっていたのであった。それだから、この原則の遂行が強靱な主体性をもった指導者に
よらなければ、およそ不可能であるということも、また当然であったといえよう。なぜなら、変転する状況に直面す
る指導者は、ここではつねに迷うことのない臨機応変の才を持たなければならないからである。別の表現でいえば、
指導者は、ここでは実現しうる目標と実行しうる手段とをつねに主体的にみきわめる強固さを持たなければならない⁽²²⁾
からである。こうして、彼の理想とする指導者像が機会主義に走る傾向を持つということも、便宜の原則によってじ
つは注意深く避けられていたと考えなければならないのである。

このようにみると、バークの理想としたものは、結局、現実に密着しつつしかも現実に埋没することのない政

にとって問題は抽象的な人間一般ではなく、あくまでも自己の指導の対象となる特定社会の限定された大衆であるということである。⁽⁴⁵⁾これは、一見して当然のことのようであるが、しかしこの主張にはじつは重要な意義がふくまれていた。というのは、このように具体的な対象に密着して行動の指針をたてることによって、指導者はすぐれて柔軟な姿勢を保つことができると考えられたからである。後にもいつているように、実際、「政治家は大学教授とは区別される。後者は、社会に関する一般の見解を保持するにすぎない。しかし、前者すなわち政治家は、これらの一般の見解に多様な諸環境を組みあわせ、かつその諸環境を考慮に入れておかなければならない。この諸環境ははてしなく無数の結びつきを持っている。そして、それは変転たえまなく瞬間的なものでさえある。したがって、こうした諸環境を考慮しない政治家は誤りを犯しているというより正真正銘の気違いなのである。……こうした政治家は、形而上学的気違いなのである」⁽⁴⁶⁾。つまり、大衆の営なむ日常世界の生きた様相を無視し、これを形而上学的抽象概念という死せる統一のなかに整合する姿勢をとろうとするなら、指導者は結果としてただ硬直した政治行動をとるだけであると考えられたのであった。逆にいえば、指導者が限定された対象を尊重し、自己の行動原則を現実に即して規律することは実践家としてあたりまえの条件であり、かつ柔軟な姿勢もそこからしか導びきだされないと主張されたのであった。

さて、バークの理想とする指導者像が、このように大衆のおかれた現実の環境と彼らの実感とを洞察し、しかもそうした具体的対象に密着して柔軟性を保つという点に求められるとすれば、それはある意味で機会主義的なものに転落する要素を持っていたとはいえないであろうか。なぜなら、日常社会は複雑でたえず変化するものであるから、対象に即応することが指導者の条件であるとすれば、指導者はたえず自己の主体性を喪失するという危険に直面せざる

え、すでに戦争が開始されたといつても過言ではなかった。本国では、この年十一月の遅くに議会在再開され、クリスマス休会を終えた翌七五年初頭からアメリカ問題を実質審議にかけていった。状況の推移とともに、問題解決のための苦悶にみちた模索が続けられていったのである。さきに、しばしば引用したバークの『和解の提案』は、この時期に示されたものであり、それはこれに先だつチャタム伯の和解案とさらにノース卿の示した一種の和解案と競合して展開されていた。けれども、『植民地課税論』をふくめた彼の和解への努力が、じつは政治的にみてあまりにも遅きに失していたということをも、われわれは見落としてはならない。たしかに、公刊された『和解の提案』は多数の読者を獲得し好意的な反響を呼んではいた。しかし、彼のそうした努力にもかかわらず、その直後本国にはすでにコンコードとレキシントンにおける交戦のニュースが届いていたのであった。

だが、いうまでもなくバークの和解論は、劣悪な状況を一層鮮明にする役割をはたし、また彼自身いささかも闘志を失っていたわけではなかった。七七年の時点においてさえ、「もしも人々の心のなかにまだ平和愛好の精神が少しでも残されているなら、わたくしはこのような重大問題に関してさまざまな穏健策が議論されることを希望する」といって、彼は一種の緊張緩和の構想をも明らかにした。ここでいう緊張緩和とは、およそ次のようなプロセスをたどるものと考えられていた。すなわち、(一)敵対的宣伝の停止（意見の相違から派生する両側の罪のなすり合い *to criminate and recriminate* の停止）→(二)両側におけるコミュニケーションの復活と本国自身による主体的な政策転換の努力→(三)和解的精神 *conciliatory temper* の醸成と拡大→(四)調停計画の着手が、これであった。したがって、こうした緊張緩和のプロセスに障害となるものを、この時代のバークが一貫して取り除くことに努力し、なお責任ある政策を提起しようとしていたことは疑う余地のない事実であった。「われわれは……なにものかを決意するこ

とを強烈に迫られている。現在のような不毛な審議の繰り返しを防ぎ若干の政治的安定をもたらしてくる将来の行動のためのルールと方針とを確立すること、このことをわれわれは要求されているのである⁽⁸⁹⁾。たとえば、こうした表現からもバークの問題解決への意欲を読みとることは、容易であった。

さて、バークが指導者にとるべき実際上の任務として提示したものは、まず平和を回復するということであり、そのためにはなによりも植民地との妥協の道を追求しなければならぬということであった。つまり、「平和には和解という意味がふくまれる」が「和解には、つねに自己もしくは他者のどちらか一方の譲歩という意味がふくまれている⁽⁹⁰⁾」のである。これは、複雑な事実の交錯のなかで「可能性の技術」を追求しなければならぬ指導者にとって必須の任務であった。なぜなら、たとえ武力をもって植民地を鎮圧しようとしたとしても、これまで本国がそうした武力行使を植民地支配の手段として採用した経験を持たなかったということ以上に、その効果が結局は一時的で不安定でかつ統治の対象を疲弊させるだけにすぎないと考えられたからでもあった⁽⁹¹⁾。妥協への道は、このように現実的な指導者にとるべき唯一の道なのである。さらにこうした任務の性格は、彼の場合、政策的なものであると同時に、また優位にたつ指導者の発揮すべき「治者の哲学」でもなければならなかった。この点に関して、彼は次のように主張している。すなわち、「優者は敬意を受けながら支障なく平和を提起できるであろう。そして、このようにして提起されたものは、結局、優者の寛容に帰される。しかし、弱者のおこなう譲歩は恐怖による譲歩である。弱者が武装解除するとすれば、彼らは完全に優者の意のままになり、……同時にその脆弱な力の支えとなり頼みとなるものを確保する機会を永久に失ってしまうのである⁽⁹²⁾」と。

したがって、指導者は妥協を可能にするため、当然のことながら植民地人の主張を喜んで受け入れるという態度を

示さなければならぬ。つまり、「優者の寛容」を発揮することが必要なのである。そこで、バークは政策的に次のような内容を提示した。『和解の提案』における彼の総括的な発言によれば、まず——「対アメリカ課税に関して公平と正義とを打ちたてるものは、（植民地人に対する）課税行使ではなく課税権譲渡であるということ。さらに、植民地人の平時における政府支持と戦時における公的献金拠出とを確保するため、植民地代議会の法的権限を明示するということ。さらに、この法的権限はこれまで忠順・有益な形をとって行使されたことがあり、その経験が課税権譲渡の恩恵を明らかにしたと同時に、経費捻出手段としての議會課税、Parliamentary taxationの無益さをも明らかにしたことを確認するということ。以上がわたくしの提案内容である」⁽⁸⁾（傍点原文イタリック体）。バークは、この総括的な発言にもとづいて、さらに次の六つの具体的な動議を提出した。(一)植民地に代表権を与え、(二)「代表なき課税」から解放し、(三)遠距離にある彼らのために代表選出方法を考案すること。(四)課税権を譲渡し、(五)植民地から本国に納入される臨時税、公的献金の額を彼らの自由裁量にまかせ、(六)その納入方法も彼らにまかせる、ということであった。みられるように、これらは大別すると植民地人に対する代表権付与と課税撤廃という二つの画期的な内容から構成されている。つまりバークは、妥協を可能にする現実的な方法をこの二つの政策的立場に求め、指導者にこうした実行しうる手段の強力な推進を求めたのであった。指導者の保持すべき政治的リアリズムは、實際上、植民地大衆の主張を大幅に受け入れることによつて顕現すると思えられたのである。

ところで、ここで注意されなければならないことは、彼が、このような政策的立場をとりながらも、すでにふれたように（第一章参照）議会の法的優越性に関しては、これを決して放棄しなかったという点である。このことは、彼みずから「議会の至高性と帝^{インペリアル・クラウン}冠の権限のために他人よりさらに熱烈に働いた一人の人間がいたとすれば、

それはわたくし自身である」⁽⁸⁵⁾と自負していることによつても証明される。すなわち、バークは一方で植民地人に代表権を与えかつ課税を撤廃するという立場をとりながら、じつは他方で本国議会の法的優越性を維持するという立場をとつたのであった。

しかも、この二つの政策はバークにおいては決して矛盾するものではなかった。バークが議会の法的優越性を堅持しようとしたのは、もしこれを放棄すればなによりも帝国統合の原理が失なわれてしまうと考えたからである。⁽⁸⁶⁾彼によれば、本国議会は単に本島の住民を対象とする立法機関であるだけでなく、植民地代議会のような幾つかある下級立法機関インフイリヤー・レジスレチユアーもしくは地方立法機関プロビンシャル・レジスレチユアーのすべてを監督し指導するという「最も崇高な権能」⁽⁸⁷⁾を持っていて、もし本国議会がこうした権能を失えば、植民地代議会は「相互に平和を保つことも、相互が公平であることを希望することも、また相互援助を効果的にすることも不可能」⁽⁸⁸⁾となり、いわばアナーキー状態を呈するにちがいない。したがって、本国議会の法的優越性を保持することそれ自体は、バークによれば理論的に少しも悪いことではない。⁽⁸⁹⁾しかし、植民地大衆がほかならぬこの議会の権限に不満を向けていたことも事実である。そこで、彼は制度上、議会の法的優越性を堅持する立場をとりつつも、植民地大衆の不満を解消させるため、運用の上で植民地人みずからが課税し徴収することを認める立場をとつたのである。⁽⁹⁰⁾ただし、ここで植民地人に与えられたものは、あくまでも privilege であつて right ではなかつたという点に注意されたい。⁽⁹¹⁾この点が重要なのである。すなわち、バークが指導者に求めたものは、形式的に議会の権限を遂行するのではなく、實質的にイギリスの主権と植民地の自由との調和をはかり、これを通じて帝国そのものをいささかも傷つけることなく統合する英知を持つということにほかならなかつたのである。「アメリカ植民地人は、イギリスの威勢と栄光の重みによつて押えつぶされなにかぎり、イギリスに対立した利

益を追求することはないであろう。そしてアメリカを監督する立場にある（本国の）立法機関の法律が、それ自体安
全で非敵対的できほ重要なものでないことがわかれば、彼らはむしろそれを尊敬さえするであろう。こうしたこと
が保障されるなら、たとえ大衆を気随にさせることによって彼らの不満がたととしても、わたくしは少しも驚かな
い。わたくしはこれを完全に黙認する⁽⁴²⁾」。このようにして、指導者にとって重要なことは大衆の要求を受け入れ、同
時に帝国の存在を守るといふ点にその実現しうる目標をおくことなのである。したがって、植民地大衆の主張を認め
るといふ点でノース卿および宮廷派の政策と対決し、議会の優越性を堅持するといふ点でチャタム伯やカムデン卿
Lord Camden ⁽⁴³⁾ などの野党勢力と一線を画し、バークが問題を抽象的権限確定の作業に移行させようとするすべての
勢力を排撃しようとしたことも、当然のことであった。いかえれば、議会の優越性を法律上の形式にもとづいて画
一的に行使しようとする党派と、植民地人の抽象的な「人間としての権利」の主張に同調しようとする党派、この左
右両派の誤りをすべて駆逐することに彼はその政策的努力を傾けたのである。「本国に立法上の権威が存在すること
を宣言すると同時に、嫌悪されている課税を単純に撤廃すること、これが両側に十分な平和をもたらす⁽⁴⁴⁾」（傍点原文イ
タリック体）ことになる、——バークはこのことを主張したのであった。

このようにみてくるとバークが理想とした指導者像の現実的な任務は、冷徹な計算を基礎にしてあくまでも植民地
大衆の本国に対する信頼を回復させ、両側の関係を「空気のように軽やかなものでありながら、鉄の連鎖のように力
強い」紐帯と化することに求められていたといえよう。つまり、バークは本国が植民地の主張を容認すればするほど
植民地が密着してくるといふ統治の力学を発見し、指導者もこうした法則に立脚して生きかつ生かす、英知を駆使
しなければならぬと主張したのである。「大衆が、栄光にみちたこの（イギリスの）制度のなかに深い利害関係を

持っている意識すること、そしてそこから生まれる大衆の政府に対する愛着⁽⁴⁵⁾、これこそが国家を支える支柱である。したがって、指導者は単なる法律上の形式に訴えるのではなく「イギリスとアメリカとが共に一致していたとき愛⁽⁴⁶⁾の絆であつた愛情と血縁という名誉あるもの⁽⁴⁷⁾」これを復興する意欲を持たなければならぬのである。このように、バークの描く指導者像は、植民地人の主張を喜んで受け入れることによつて大衆の利益を實質的に確保し、これを通じて帝国の統一をも實質的に確保するという、これまでの既成指導者にはみられなかつたすぐれた英知を持つものと考えられたのであつた。

- 註(1) バークは後に、国家における指導的役割をあくまでも「自然的貴族」に与えるよう主張した。ただし、ここでいう「自然的貴族」とは、封建社会におけるそれのように単なる血統や称号にもとづく世襲貴族のみを意味しなかつた。それは固有の世襲貴族以外に、官僚、軍人、知識人、聖職者、法律家、芸術家、富裕な商人などの多様な階層から成立するものと考えられていた。以上の点については、Cf. E. Burke, *Appeal from the New to the Old Whigs*, Works IV, p. 163, pp. 174-175. なお、指導者を少数の者に限定するといふことに関しては、七〇年代なかばにおいてもすでにみられた。この点については、たごきお Cf. *Letter to the Marquis of Rockingham*, August 23, 1775. in Louis I. Bredvold and Ralph G. Ross, ed, *The Philosophy of Edmund Burke*, p. 144.
- (2) A. Cobban, *Edmund Burke and the Revolt against the Eighteenth Century*, p. 69.
 - (3) E. Barker, *Essays on Government*, p. 198.
 - (4) この時代におけるバークの貴族制崇拜の位置づけに関しては、L・スティーヴン『十八世紀イギリス思想史』(中野好之訳、筑摩書房、一〇九—一二二頁参照)。
 - (5) L・スティーヴン「前掲書」一二二頁参照。
 - (6) E. Burke, *Speech on Moving his Resolutions for Conciliation with the Colonies*, Works II, pp. 110-118.
 - (7) Cf. Gerald W. Chapman, *Edmund Burke; the Practical Imagination*, pp. 30-32.

- (8) E. Burke, *op cit.*, Works II, p. 105.
- (9) Cf. Hanna F. Pitkin, *The Concept of Representation*, p. 183.
- (10) E. Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, Works I, p. 436.
- (11) E. Burke, *Speech on Conciliation with the Colonies*, Works II, p. 120.
- (12) *Ibid.*, pp. 120-126.
- (13) *Ibid.*, pp. 126ff.
- (14) *Ibid.*, p. 141.
- (15) Cf. Francis P. Canavan, *The Political Reason of Edmund Burke*, p. 7.
- (16) E. Burke, *Speech on the Petition of the Unitarian Society*, Works VII, p. 41.
- (17) E. Burke, *Speech on American Taxation*, Works II, p. 18.
- (18) E. Burke, *Speech on Reform of Representation of the Commons in Parliament*, Works VII, p. 98
- (19) E. Burke, *Speech on Conciliation with the Colonies*, Works II, p. 140.
- (20) Cf. Francis P. Canavan, *op. cit.*, p. 8.
- (21) Cf. *Ibid.*, pp. 8-9, 11.
- (22) E. Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, Works I, p. 476.
- (23) William Lecky, *A History of England in the Eighteenth Century*, Vol IV, p. 195.
- (24) チャタム・ハウスの記録を調査して、バークの政治思想。 Cf. Charles R. Ritcheson, *British Politics and the American Revolution*, pp. 173ff, 183ff.
- (25) Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics; The Age of American Revolution*, p. 285.
- (26) *Ibid.*, p. 285.
- (27) E. Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, Works II, p. 210.
- (28) *Ibid.*, pp. 210-211.
- (29) E. Burke, *Speech on Conciliation with the Colonies*, Works., II, p. 127.

- (30) Ibid., p. 108.
- (31) Ibid., pp. 118-119.
- (32) Ibid., p. 108.
- (33) Ibid., p. 154.
- (34) Ibid., pp. 155-162. ただしバークは、『和解の提案』において、この他に対アメリカ強圧諸法案を撤廃するための五つの動議 (Ibid., pp. 163-164) と、植民地に公平な裁判権を確立するための二つの動議 (Ibid., p. 166) とを提起していた。
- (35) E. Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, Works II, p. 222.
- (36) なお、バークが議会の法的優越性を堅持しようとしたのは、これだけの理由によるのではなく、さらにもしこれを放棄するとすれば国王権力に対抗する有力な手段を失なうと考えたからでもあった (Cf. John C. Miller, *Origins of the American Revolution*, p. 455)。国王のインフルエンスを抑えることは、ホイッグ党の伝統的な方針であり、バークもこの立場に忠実に従っていたということをわれわれは想起しなければならない。とくに『現代不満』において強調されているように、ジョージ三世による国王親政の野望が重大な脅威となったこの時代において、議会の権限を擁護することは彼にとっても至上の使命であったにちがいない。したがって、議会の法的優越性を擁護するといっても、その立場は、もともと国王親政を意図し植民地大衆に恣意的にのぞもうとしていた宮廷派のそれとは、明らかに別の発想から出発したものであった。
- (37) E. Burke, *Speech on American Taxation*, Works II, pp. 75-76.
- (38) Ibid., p. 76.
- (39) Carl B. Cone, *op. cit.*, p. 167.
- (40) Ibid., p. 262.
- (41) Ibid., p. 261, 282.
- (42) E. Burke, *Speech on Conciliation with the Colonies*, Works II, p. 170.
- (43) 本国の対アメリカ強硬策を激しく批判し、上院において植民地側に最も同情ある態度を披瀝したカムデン卿の自然法論的主張とそのジョン・ロックへの思想的傾斜については、たとえば一七六六年二月二四日における彼の発言にみごとに示されてゐる。この点については Max Beloff, ed, *The Debate on the American Revolution 1761-1783*, pp. 121-124.

- (44) E. Burke, Letter to the Sheriffs of Bristol, Works II, p. 234.
- (45) E. Burke, Speech on Conciliation with the Colonies, Works II, p. 179.
- (46) Ibid., p. 181. なおバークは、指導者がこうした立場を貫きえない場合には、むしろ植民地を独立させた方がより好ましく考へたようにも思われる。この点については、たとえば Cf. Letter to the Sheriffs of Bristol, Works II, p. 236, Gerald W. Chapman, op. cit., p. 37, 59.
- (47) E. Burke, op. cit., Works II, 203.

おわりに

以上みてきたように、バークが状況の推移のなかで模索した指導者の理想像は、すぐれて現実的な色彩を帯びたものであった。それは、大衆との間に一定の距離をおきながら、しかし決して大衆と離隔することなく、結局は彼らの利益を実質的に確保してゆくという強靱な姿勢を保つものとして描かれていた。表面的には矛盾にみちた彼の政策的提言にも、じつはこうした意味でのみごととなりアリズムが秘められていたということ、われわれは見落としてはならないのである。

ただし、当時のバークがあくまでも政治的には少数派として孤立しており、彼の政策的主張がイギリス本国の世論を忠実に代表するものでなかったということをも、ここで付言しておきたいと思う。とくに、植民地課税論におけるその和解論的立場は、時の政策決定に重大な影響を与えはしなかった。このことは、彼の属するロッキンガム派の主張それ自体が、当時のイギリス急進主義者たちの主張と多く重複して展開したという側面をも持ちながら、なお全体として、いわば「荒野に呼ばわる者の声」としてあったことにもとづいていた。⁽¹⁾しかし、バークは彼が野党として

の立場を維持したがゆえに、既成指導者のとった宮廷中心の伝統的統治方法を厳しく批判することができ、また現実に存在する大衆の立場をあくまでも重視する姿勢をとりえたのではあるまいか。いずれにせよ彼は、植民地大衆の動向にみられる歴史の地殻変動を時代にさきがけて察知し、転換期に対応しうる指導者の英知を掲げることができたのである。ジョージ三世の国王親政の野望に象徴される「議会政治の危機」とアメリカ革命という「帝国解体の危機」の最中であって、議会の発展と帝国の統一とを矛盾なく結合しうる政策を構想しつつ、しかも錯綜した現実のなかで大衆の不満に一つ一つ答えていこうとした彼の姿勢は、当時としてはやや異端者的な発想にもとづくものであったとはいえ、そこには明確な問題意識がふくまれていたのであり、後年の予言者的な発想をも彷彿とさせて、一定の歴史的正当性を帯びたものであったようにも思われるのである。

註(1) Cf. John C. Miller, *Origins of the American Revolution*, p. 202.